

特定非営利活動法人日本ホーリーバジル協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本ホーリーバジル協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市高島二丁目6番に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を福島県福島市飯坂町茂庭字前原1番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、ホーリーバジル（トゥルシー）の栽培と普及を全ての家庭、家庭菜園、農園、医療施設や政教民複合施設などに導入し、加工して飲食方法を確立し、医・農・民による統合医療と自然療法を促進し、「地球が健康になれば、人間はもちろん地球上の生命が健康になれるはずがない」との理念に基づいて、地球環境の修復・保全手法の研究・開発及び普及を行い、また無農薬・無化学肥料並びに土壌改良技術による循環型農法の普及と食の安全と健康に関する社会教育・普及啓発活動を行い、広く自然環境の保全と国民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 科学技術の振興を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①特産加工推進事業
- ②農園栽培事業
- ③健康づくり事業
- ④後援会主催事業

- ⑤会報発行事業
- ⑥人材教育事業
- ⑦自然環境の修復・保全に係わる技術振興及び普及啓発事業
- ⑧無農薬・無化学肥料農法の研究・開発及び普及を図る事業
- ⑨食の安全と健康に関する社会教育・普及啓発事業
- ⑩循環型農法の研究・開発及び普及啓発事業
- ⑪その他、目的を達成させるために必要な事業

(2) その他の事業

- ①季刊誌「ホーリーバジル通信」年4回発行
- ②店舗出店事業
- ③IT的物販推進事業
- ④アロマ化粧品販売事業
- ⑤前各号に附帯または関連する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に功勞のあった者又は学識経験者・文化人で総会において推進された個人(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 申請書に虚偽等があった場合

(拠出金品の不返還)

第12条 即納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、この法人の事務を処理する事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

2 事務局長は理事会の決議を経て理事長が委嘱し、その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (8) 会員の除名
 - (9) その他この法人の運営に関する重要事項
- (開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から

14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意が有った場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条

予算超過又は予算外の支出に充てる為、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なけ

ればならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項
(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	杉 浦 正
副理事長	大 矢 法 子
同	杉 浦 紀美子
同	佐 野 朝 美
同	柿 沼 伸 佳
監事	前 日 翔

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2026年9月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 10,000円
正会員会費 120,000円(1年間分)
 - (2) 賛助会員入会金 5,000円
賛助会員会費 60,000円(1年間分)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人日本ホーリーバジル協会

役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事長	杉浦 正		無
副理事長	大矢 法子		無
理事	佐野 朝美		無
同	柿沼 伸佳		無
同	杉浦 紀美子		無
監事	前 日翔		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現代社会において、ストレス社会の進行、化学薬品への依存、環境汚染の深刻化により、人々の健康と自然環境が脅かされています。また高齢化社会を迎え、予防医学や自然療法への関心が高まっている一方で、安全で効果的な自然療法の普及は充分では有りません。

ホーリーバジル（トゥルシー）は、古来よりアーユルヴェーダにおいて「薬草の女王」として親しまれ、ストレス軽減、免疫力向上、環境浄化など多様な効果が期待される植物です。しかし、日本においてはその価値と栽培方法が十分に認知されていません。

私たちは、ホーリーバジルの栽培と普及を通じて、家庭から医療施設まで幅広い場所で統合医療と自然療法を促進し、人々の健康増進と環境保全に貢献することを目指します。

2 申請に至るまでの経緯

この法人は、ホーリーバジル（トゥルシー）の栽培と普及を全ての家庭、家庭菜園、農園、医療施設や政教民複合施設などに導入し、加工して飲食方法を確立し、医・農・民による統合医療と自然療法を促進し、「地球が健康になれば、人間はもちろん地球上の生命が健康になれるはずがない」との理念に基づいて、地球環境の修復・保全手法の研究・開発及び普及を行い、また無農薬・無化学肥料並びに土壌改良技術による循環型農法の普及と食の安全と健康に関する社会教育・普及啓発活動を行い、広く自然環境の保全と国民の健康と福祉に寄与することを目的として、令和7年7月7日に設立総会を開催し、特定非営利活動法人の設立申請に至りました。

令和7年7月7日

特定非営利活動法人日本ホーリーバジル協会

設立代表者 住所 石川県金沢市並木町3番22号

ロールスガーデン並木町・601号

氏名 杉 浦 正

2025年度 事業計画書

法人成立の日から2026年9月30日まで

特定非営利活動法人日本ホーリーバジル協会

1 事業実施の方針

本年度は、ホーリーバジルの基本的な栽培技術の確立と普及啓発活動を重点的に推進し日本におけるホーリーバジル普及の基礎づくりを目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	支出額
特産加工推進事業	ホーリーバジルを特産加工品として栽培・普及・推進	2025年10月	本法人事務所及び関連施設	加工業者・農業従事者	述べ120名	250,000
農園栽培事業	ホーリーバジル栽培農園	2025年10月	各地農園及び家庭菜園	農業従事者・家庭菜園愛好家	述べ80名	270,000
健康づくり事業	幅広い統合医療と自然療法を促進し人々の健康増進と環境保全	2025年10月	各地域公民館・医療施設	一般市民・医療従事者	述べ480名	180,000
後援会主催事業	食の安全と健康に関する社会教育・普及啓発活動等の後援会	2025年10月	各地域公共施設	一般市民・専門家	述べ800名	130,000
会報発行事業	実施予定なし					
人材教育事業	農業従事者等の育成	2025年10月	各事務所	各種様々	30名	170,000
自然環境の修復・保全に係わる技術振興及び普及啓発事業	実施予定なし					
無農薬・無化学肥料農法の研究・開発及び普及を図る事業	実施予定なし					

食の安全と健康に関する社会教育・普及啓発事業	実施予定なし					
循環型農法の研究・開発及び普及啓発事業	実施予定なし					
その他、目的を達成させるために必要な事業	実施予定なし					

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者	支出額
季刊誌「ホーリーバ ジル通信」年4回発行	春夏秋冬、四季折々の季刊誌を年4回発行	2025年12月	本法人事務所	5名	150,000
店舗出店事業	実施予定なし				
IT的物販推進事業	実施予定なし				
アロマ化粧品販売事業	実施予定なし				
前各号に附帯または 関連する事業	実施予定なし				

2026年度 事業計画書

2026年10月1日から2027年9月30日まで

特定非営利活動法人日本ホーリーバジル協会

1 事業実施の方針

本年度は、ホーリーバジルの基本的な栽培技術の確立と普及啓発活動を重点的に推進し日本におけるホーリーバジル普及の基礎づくりを目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	支出額
特産加工推進事業	ホーリーバジルを特産加工品として栽培・普及・推進	2026年10月	本法人事務所及び関連施設	加工業者・農業従事者	述べ120名	250,000
農園栽培事業	ホーリーバジル栽培農園	2026年10月	各地農園及び家庭菜園	農業従事者・家庭菜園愛好家	述べ80名	270,000
健康づくり事業	幅広い統合医療と自然療法を促進し人々の健康増進と環境保全	2026年10月	各地域公民館・医療施設	一般市民・医療従事者	述べ480名	180,000
後援会主催事業	食の安全と健康に関する社会教育・普及啓発活動等の後援会	2026年10月	各地域公共施設	一般市民・専門家	述べ800名	130,000
会報発行事業	実施予定なし					
人材教育事業	農業従事者等の育成	2026年10月	各事務所	各種様々	30名	170,000
自然環境の修復・保全に係わる技術振興及び普及啓発事業	実施予定なし					
無農薬・無化学肥料農法の研究・開発及び普及を図る事業	実施予定なし					

食の安全と健康に関する社会教育・普及啓発事業	実施予定なし					
循環型農法の研究・開発及び普及啓発事業	実施予定なし					
その他、目的を達成させるために必要な事業	実施予定なし					
	実施予定なし					

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者	支出額
季刊誌「ホーリーバ ジル通信」年4回発行	春夏秋冬、四季折々の季刊誌を年4回発行	2026年10月	本法人事務所	5名	150,000
店舗出店事業	実施予定なし				
IT的物販推進事業	実施予定なし				
アロマ化粧品販売事業	実施予定なし				
前各号に附帯または 関連する事業	実施予定なし				

2025年度 活動予算書
 法人成立の日から2026年9月30日まで
 特定非営利活動法人日本ホーリーバジル協会
 (単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	600,000		
賛助会員受取会費		600,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	300,000		
施設等受入評価益		300,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000		
		500,000	
4 事業収益			
各種事業収益	800,000	800,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益	50,000	50,000	
経常収益計			2,250,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	800,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	800,000		
(2) その他経費			
会議費	150,000		
旅費交通費	200,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	350,000		
事業費計		1,150,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費	480,000		
旅費交通費	620,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	1,100,000		
管理費計		1,100,000	
経常費用計			2,250,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

2026年度 活動予算書

2026年10月1日から2027年9月30日まで

特定非営利活動法人日本ホーリーバジル協会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	600,000	600,000	
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	300,000	300,000	
3 受取助成金等 受取民間助成金	500,000	500,000	
4 事業収益 各種事業収益	800,000	800,000	
5 その他収益 受取利息 雑収益	50,000	50,000	
経常収益計			2,250,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 人件費計	800,000		
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 支払利息 その他経費計	350,000		
事業費計		1,150,000	
2 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 人件費計			
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息 その他経費計	1,100,000		
管理費計		1,100,000	
経常費用計			2,250,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0